

平成30年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成30年5月1日（火）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 黒澤佳代
委員 若杉 恵
委員 金田礼市
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政経営課長 田島祥三
行政経営課法務文書係長 寺尾 綾
行政経営課法務文書係主事 中村拓哉
- 7 会議に付した事件
第2号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
第3号議案 職員相談員の指名について
- 8 議事要旨

事務局（課長）	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、4月1日付け人事異動により、事務職員の村上幸歩が中村拓哉に交代となりましたので、よろしく申し上げます。</p> <p>（中村 「よろしく申し上げます。」）</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。</p>
---------	--

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、議事の進行については、委員長にお願いします。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 30 年第 2 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>本日の付議事件は、第 2 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第 3 号議案『職員相談員の指名について』の 2 議案です。</p> <p>それでは、第 2 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第、②ホチキス綴じの議案がセットになった資料。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋、④組合規約の写し。合計 4 点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。第 2 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第 53 条第 9 項の後段で準用する同条第 5 項の規定により、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものです。関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項では、登録を受けた職員団体は、その規約又は登録の申請書の記載事項に変更があったとき</p>

は、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。

これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものです。

再度、議案を御覧ください。変更登録の内容は(1)から(3)の3点です。

変更内容の1点目は、1ページの中ほどにあります、組合事務所の所在地の変更です。変更届の写しは、3ページに添付しております。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市渋川町三丁目2番地9の西中学校内から、尾張旭市下井町前の上1602番地の東中学校内に変更になったものです。なお、組合の事務所は、尾張旭教育労働者組合規約の第1条において、執行委員長の勤務校におくと定められております。

変更内容の2点目は、規約の変更です。1ページ下段から2ページ中ほどまでの新旧対照表部分ですが、第15条の役員の種類のうち、副執行委員長の項目を削除する旨の改正です。

なお、団体からの規約変更に係る届及び当該組合の選挙管理委員長による規約変更証明書の写しは、4ページから5ページにかけて添付しております。

変更内容の3点目は、理事その他の役員に関する事項で、2ページ下段の部分です。当該組合規約第16条の規定により、役員の選出が行われ、規約の改正により削除された、副執行委員長を除く、執行委員長、書記長、会計、監査委員の4名の役員が選出され、届出があったものです。4名全ての役員が再任されたことから、変更事項としては、副執行委員長の項目の削除のみとしております。なお、改任届及び役員改任証明書の写しは、6ページから7ページに添付しております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等はございますか。

委員長	<p>役員改任証明書を見ると、役職が4つあるのに対して、立候補者数が3名しかいませんが、なぜですか。</p>
事務局	<p>1名が書記長と監査委員の役職を兼ねているためです。</p>
委員長	<p>その他に御質問等がございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、次に第3号議案『職員相談員の指名について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>それでは、第3号議案『職員相談員の指名について』、御説明いたします。議案の最終ページを御覧ください。</p> <p>この案は、「尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則」第3条の規定により、苦情相談を受けて処理する者として指名する「職員相談員」について、人事異動に伴い、変更するため必要があるからでございます。公平委員会の事務職員3名のうち、平成30年4月1日付け人事異動により事務職員の村上幸歩に替わり、新たに中村拓哉を指名しようとするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、職員相談員の指名について、御異議ございま</p>

	<p>せんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、議案のとおり職員相談員を変更することとします。</p> <p>では、次に第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局 (課長)	特にございません。
委員長	それでは、これもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。